13）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
14）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
15）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
16）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
17）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成16年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。
　次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。
・ＮＡＴＭによるトンネルで標準部の覆工後の内空断面積40㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長700ｍ以上の施工実績を有すること。
　なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　提出する技術提案が適正であること。
⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を参加を希望する工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。
　準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。
　令和２年５月中旬から令和３年11月下旬まで
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成16年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成16年度以降に元請けとして同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。
　なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。
３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。
６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書１を含む。以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。
⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　一次審査に関する事項
⑴　一次審査に関する基準　2⑴から⑿までの要件を全て満たす申請書、技術資料等を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）までに含まれる者を選抜する。
　なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。
⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。
１）技術提案書１の評価
１．「トンネルの品質確保」に関する技術提案（技術提案書１）　上記、技術提案書１について評価する。
２）技術者評価
１．配置予定技術者の能力（施工経験）
上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（１件まで）について評価する。
２．高度なマネジメントの経験　事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のうち、いずれかの実績の有無について評価する。